

骨髄移植ドナー等の助成制度について

安八町では、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」）の移植およびドナー登録の推進を図ることを目的に、公益財団法人バンク（以下「骨髄バンク」）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方に助成金を交付しています。

対 象：

(1) ドナー：骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業におけるドナー登録を行い骨髄等の提供を完了した者であって、骨髄等の提供のための検査開始日から骨髄等の提供が完了した日までの間、安八町内に住所を有する者。

(2) 雇用事業所：上記(1)の者を骨髄等の提供のための検査開始日から骨髄等の提供が完了した日までの間、雇用していた事業所

※ただし、同一の骨髄等の提供については他の助成金等の交付を受けていないものとする。

助 成 額：次に掲げる骨髄等の提供のための通院等に要した日数に、ドナーに対する助成金にあっては 2 万円。雇用事業所に対する助成金にあっては 1 万円を乗じて得た額とする。ただし、1 回の骨髄等の提供につき 7 日を限度とする。

- (1) 健康診断に係る通院の日数
- (2) 自己血貯血に係る通院の日数
- (3) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (4) その他町長が必要と認める通院、入院等の日数

手 続 き：骨髄等の提供が完了した後、90 日以内に以下の書類を持って保健センターへ申請してください。後日、口座振り込みとなります。

手続きに必要なもの

- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類（写し）
- ・安八町骨髄移植ドナー等助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）もしくは（事業所用）
- ・振込先の分かるもの（通帳など）
- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・（事業所のみ：ドナーとの雇用関係が確認できる書類）

お問い合わせ先 安八町保健センター TEL64-3775